

査察担当のマストアイテム

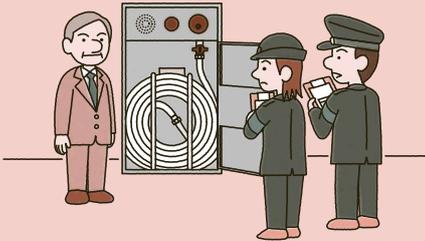
改訂版発刊!

11訂版

査察 マスター

チェック
ポイント
付き

消防道研究会 編著



東京法令出版

査察 マスター

チェック
ポイント
付き

消防道研究会 編著

●B5判 ●448頁(カラー113頁)
●定価3,520円(本体3,200円+税10%)
ISBN978-4-8090-2554-9 C3032 ¥3200E

詳しくは
こちら!

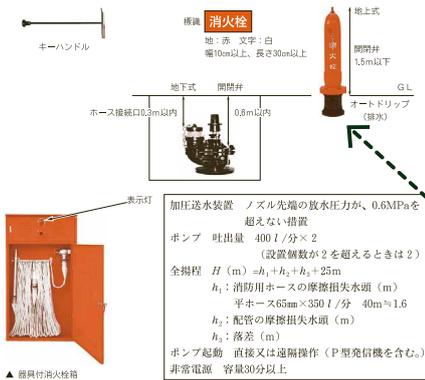


内容現在 令和6年8月1日

本書の特長

- カラー写真と図表を豊富に登載
- 項目ごとに根拠法令を掲載
- 「立入検査チェックポイント」を随所に掲載
要点を絞った検査項目
履歴を確認できるチェック欄

消防法・建築基準法等、最新改正に対応!



▲器具付消火栓箱

室内消火栓設備の室内消火栓等の基準 (平成25年消防庁告示第2号)
 消防用ホースの技術上の規格を定める省令 (平成25年消防省令第2号)
 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用機器に使用
 するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令 (平成25年消防省令第23
 号)

立入検査チェックポイント

- ポンプ室が物置代わりになっていないか。
- 自衛消防隊員が訓練等により、器具の取扱いに精通しているか。
- 弁類の開閉状況 (表示) の確認
- 表示灯の球切れはないか。
- 器具の破損、撤去はないか。
- 65mmホースを使用している場合、火災時消防隊のホースと混同しないよう
に事業所名を記入しておく。

目次

第1章 予防行政の推移	第5節 動力消防ポンプ	第15節 消防機関へ通報する火災 報知設備	第23節 非常コンセント設備
第2章 立入検査	第6節 配管	第16節 非常警報器具・非常警報 設備	第24節 無線通信補助設備
第3章 防火・防災管理	第7節 水噴霧消火設備	第17節 避難器具	第25節 非常電源
第4章 消防用設備等 (特殊消防用 設備等) の設置	第8節 泡消火設備	第18節 誘導灯・誘導標識	第26節 総合操作盤
第5章 消防用設備等の技術基準	第9節 不活性ガス消火設備	第19節 消防用水	第6章 特定共同住宅等
第1節 消火器具	第10節 ハロゲン化物消火設備	第20節 排煙設備	第7章 火災予防条例 (例)
第2節 屋内消火栓設備	第11節 粉末消火設備	第21節 連結散水設備	第8章 その他
第3節 スプリンクラー設備	第12節 自動火災報知設備	第22節 連結送水管	
第4節 屋外消火栓設備	第13節 ガス漏れ火災警報設備		
	第14節 漏電火災警報器		

東京法令出版

第7節

急速充電設備 (条例第11条の2)

急速充電設備とは、電気を設備内部で変圧して、電気自動車等にコネクターを用いて充電する設備（全出力20kW以下のものを除く。）をいう。

設備ごとの基準を
読み込みインプット
最新の内容で解説

- 電気自動車等とは、電気を動力源とする自動車、他これらに類するものをいう。
 - コネクターとは、充電用ケーブルを電気自動車等に接続する設備をいう。
 - 分離型とは、変圧する機能を有する設備本体及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものにより構成されるものをいう。
- なお、給油取扱所に急速充電設備を設置する場合は、「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について」（令和6年消防防第40号）第3による。



衝突防止措置（車止めやポストコーン等の設置）

1 届出 (条例第44条)

急速充電設備（全出力50kW以下のものを除く。）

2 屋外に設ける急速充電設備

全出力50kW以下のもの及び消防長（消防署長）が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。

(1) 建築物から3m以上の距離を保つこと。ただし、次の場合はこの限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型の充電ポスト

(2) 消防長（消防署長）が認める延焼を防止するための措置（例）

外部からの火災により、急速充電設備が延焼の媒体となることを防止するための措置であり、判断基準については、次のア〜オまでを満たすもの

ア 筐体は、不燃性の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0mm以上、又は鋼板で2.3mm以上であること。

イ 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。

ウ 筐体の体積1m³に対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122kg以下であること。

エ 蓄電池が内蔵されていないこと。

オ 太陽光発電設備が接続されていないこと。

3 急速充電設備の基準

○筐体は不燃性の金属材料で造ること（分離型の充電ポストにあつては、この限りでない。）

○堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

○筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

※ 筐体にあつてはJIS C0920「電気機械器具の外郭による保護等級IP33以上」を確保すること。

(1) 次に掲げる措置を講ずること。

第3 予防関係法令改正経過

施行通達	改正内容
消防予第253号（平成24年6月27日）	平成24年の消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号）では、雑居ビル等における防火・防災管理体制の強化を図るため、高層建築物等で管理権原が分かれている防火対象物の管理権原者に、建築物全体の防火又は防災管理業務を行う統括防火管理者・統括防災管理者を定めること、検定に合格していない消防用機器等が市場に流通する事案が発生した場合に総務大臣による回収命令制度の創設、公益法人事業仕分けにおける評価結果により、検定制度等の見直し、消防機関による火災調査権の拡大等が規定された。
消防予第120号・消防危第46号（平成25年3月27日）	令及び規則の一部改正により、検定対象機械器具等の範囲の見直し、令別表第一の(6)項口、ハの見直し、屋内消火栓設備の技術上の基準の見直し等が行われた。
消防予第418号・第419号（平成25年10月31日）	平成24年に発生したホテル火災を踏まえ、平成15年9月30日に廃止した「防火基準適合表示制度」の仕組みを再構築し、ホテル・旅館等の新表示制度として、「防火対象物に係る表示制度」の運用が開始されることとなった。
消防予第492号（平成25年12月27日）	花火大会会場、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設及びホテルにおける最近の火災事例を受けて、対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定基準並びにスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準の見直しが行われた。これにより、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直し等が行われたほか、避難が困難な高齢者及び障害者等が入所する社会福祉施設等における、延焼抑制区画及び延べ面積275㎡未満の施設に係る規定が整備され、「介助がなければ避難できない者」について具体的な内容が定められ、消防機関に通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動が義務付けられた。
消防予第412号（平成26年10月16日）	平成26年の令及び規則の改正では、平成25年に発生した有床診療所の火災を受けて、避難のために患者の介助が必要な病院・有床診療所等について、令別表第一(6)項イを詳細分類化し、スプリンクラー設備の設置の義務付け、特定施設水道設備の見直し、併設設備、及び消火栓の設置義務付け等が規定された。
消防予第82号（平成27年2月27日）	令の一部改正により、特定共同住宅等における共同住宅用スプリンクラー設備の設置の義務付け等が規定された。
消防予第246号（平成30年3月28日）	平成28年12月に発生した糸魚川市大規模火災に鑑み、調理のために火気を使用する飲食店等に消火器具の設置が義務付けられた。
消防予第369号（平成30年6月1日）	住宅宿泊事業法による届出住宅や旅館業法施行令の改正による住宅を活用した宿泊施設が共同住宅に存する場合の消防用設備等の設置基準の合理化により、規則等が改正され平成30年6月1日施行された。
消防予第416号（令和4年9月14日）	令和2年12月から令和3年4月にかけて全域放出方式の二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生したことを踏まえ、事故の再発防止のため、二酸化炭素消火設備に係る技術上の基準等について見直しされ、令和5年4月1日施行された。
消防予第639号（令和4年12月16日）	令和3年12月17日に大阪市北区ビル火災において多数の死傷者が発生したことを受け、直通階段が一つの建築物向けの「避難行動ガイドライン」が策定され、在館者が直通階段を使用して避難することが困難になった場合における退避区画（消防隊に救助されるまでの間、一時的に人命安全が保たれるよう、直通階段から離れた位置にある居室や廊下等の防火区画された退避スペース）を使用した退避・避難行動等及び日常における施設や設備の維持管理等について示された。退避区画の構造については、「火災安全改修ガイドライン」（令和4年国住指第349号）による。

巻末の「予防関係法令改正経過」で発端となった火災等との関係が一目瞭然

11訂版 チェックポイント付き 査察マスター

定価3,520円（本体3,200円＋税10%）〔コード10291〕

申込

部

（送料は実費。2部以上はサービス）

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

（フリガナ）
お取扱者（自署）

（TEL - - ）

〒
お届け先住所

団体名

部署名

公用
 私用

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者

- ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
- ★本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
- ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
- ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
- ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口（TEL 026-224-5441, privacy@tokyo-horei.co.jp）までご連絡ください。
- ★お申込みに個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

最新情報はこちらから！

東京法令

検索



東京法令出版公式X(旧Twitter)アカウント

@tokyo_horei



この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先

東京法令出版 委託受注センター

〒381-0022 長野市大島3111

FAX 0120-338-923

TEL 0120-338-272

（携帯電話からもお申込みできます。）

会社使用欄	団体コード	<input type="checkbox"/> 納品済	入力印
	得意先コード	<input type="checkbox"/> 請求済	
在庫	ラベル	<input type="checkbox"/> 領収済	チェック